

建設工事等の契約保証及び前払金保証の電子化について

受注者の契約事務における負担軽減および効率化を目的とし、契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを開始します。

※従来通り「書面」による保証証書の提出も引き続き可能です。

1 電子保証の概要

穴水町が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託について、これまで紙の原本で提出していた契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む）に係る保証証書について、インターネットを介した方法による「電子保証」が可能となります。

2 電子保証の対象

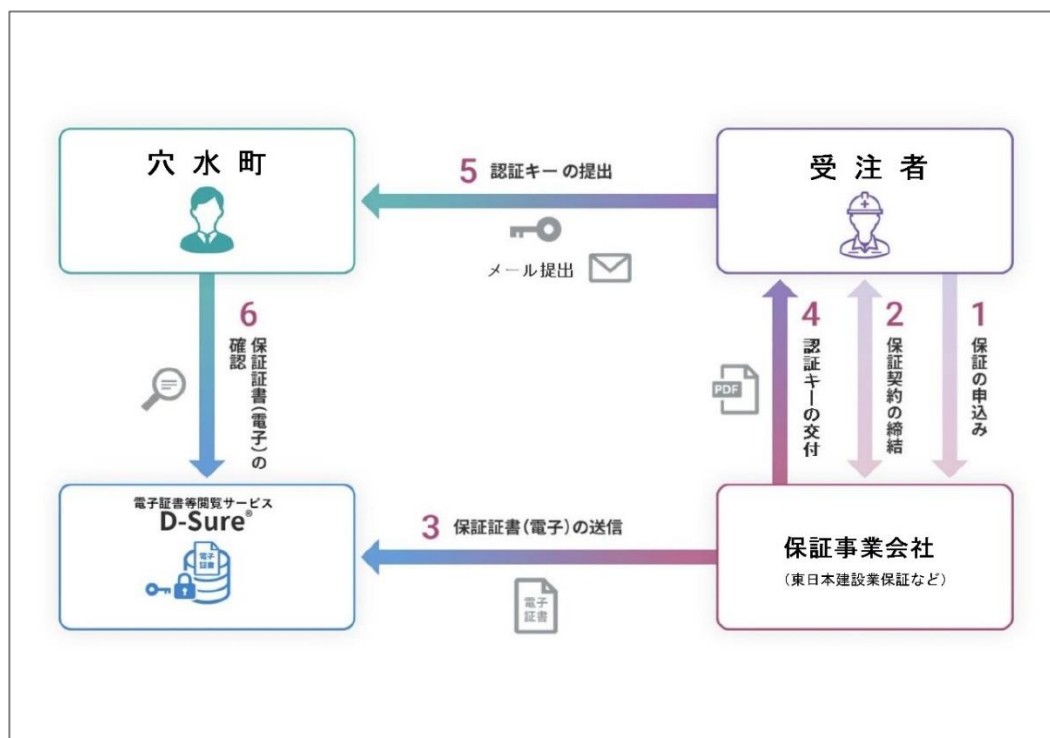
今回、電子保証の対象となるのは、保証事業会社（東日本建設業保証株式会社など）による契約保証及び前払金保証です。

（保険会社による履行保証保険などは対象外です）

3 電子保証の適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに契約を締結する建設工事及び建設工事に係る業務委託から適用します。

4 電子保証の手続きの流れ（下図参照）



5 電子保証の利用方法

各保証事業会社（東日本建設業保証株式会社など）にお問い合わせください。

6 電子証書等の提出方法

保証事業会社から発行された『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDF）を添付して発注機関である穴水町に電子メールで送信してください。

○「認証キー」を下表メールアドレスに送付してください。

部署名	電話番号	メールアドレス
総務課	0768-52-3625	kanzai@town.anamizu.lg.jp

○メールの送信内容

- ・件名：「電子保証 認証キー」
- ・本文：案件名 令和○年度 ○○道路改良工事
 会社名 A 建設
 担当名・連絡先 穴水 太郎・0768-52-○○○○